

中国で事業展開 基礎知識

～ 税関関係篇 ～

Tomac

加工貿易

原材料を海外から輸入。それを製品にして海外に輸出する貿易形態。
税関に登録した期限内に加工品を輸出すれば関税・増値税は免税。
但し、税関より厳しく管理・監督される。

進料加工

対外貿易権を有する中国内登記企業が、原材料や部品等を有償輸入し、代金を外貨で支払う。
加工後の製品、半製品を国外に輸出し、輸出代金を受領する。

外資系企業が行う加工貿易のほとんどがこの形態をとる。

来料加工

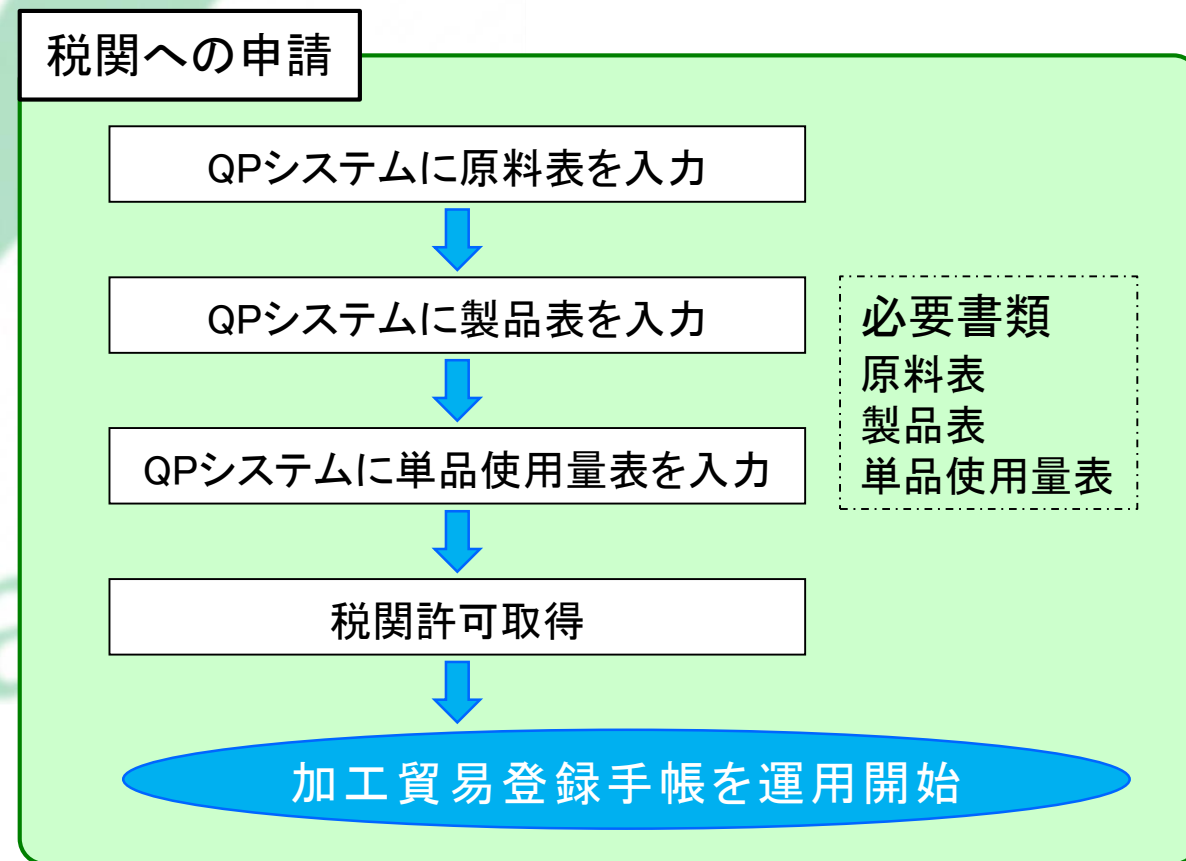
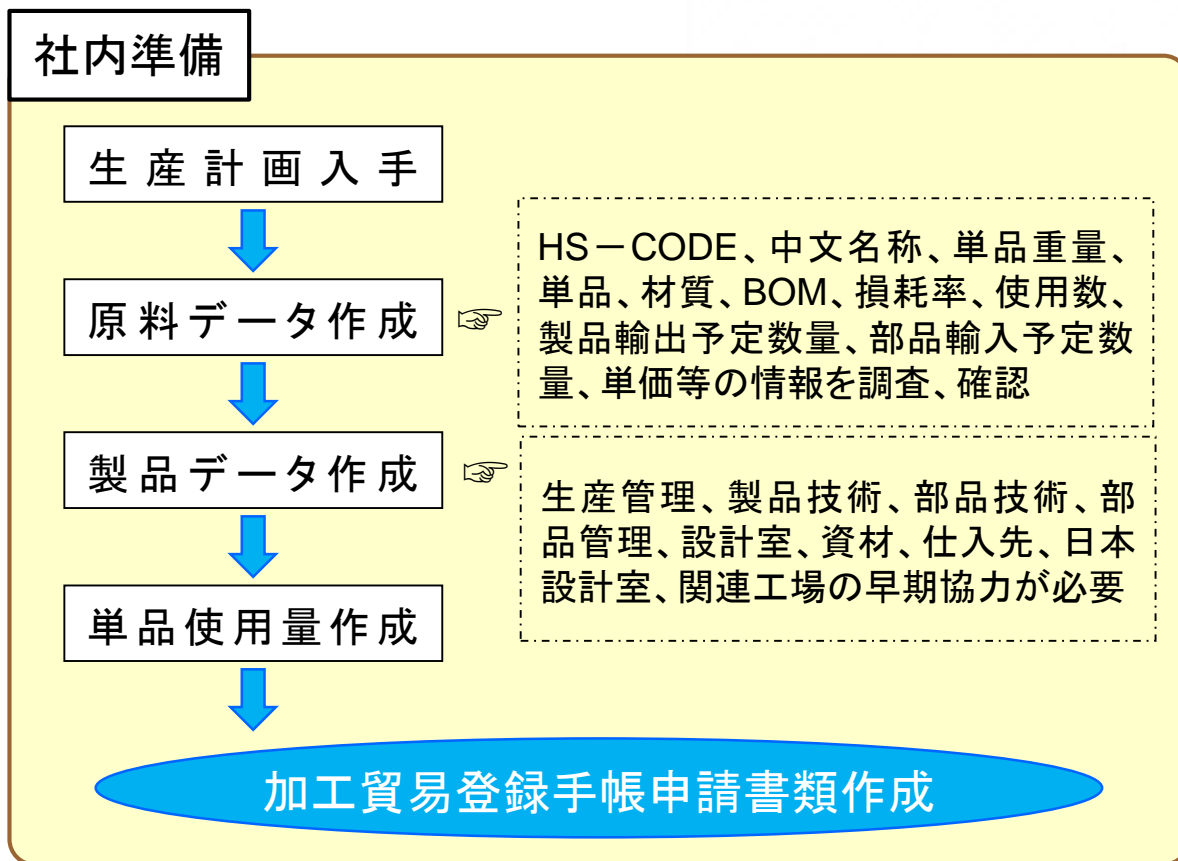
対外貿易権を有する中国内登記企業が、原材料や部品等を無償輸入し、
加工後の製品、半製品をすべて加工契約相手へ輸出する。
原材料、部品の無償供給者と製品の輸出相手は、海外に所在する同一企業。

保税加工貿易手帳

加工企業は、加工貿易契約締結後1ヶ月以内に、所轄税関へ加工契約内容を登録し、「**登記手冊**」を取得しなければならない。(手冊取得まで約2週間)

税関とオンラインでつながっている端末を使用し、管理する電子手冊方式も徐々に拡大している。

この登記手冊に登録・記載された資材・部品、及び製品リストの範囲内(品目・数量)で、免税にて輸出入することが出来る(自社事業限定の輸出入権)。



保税加工貿易手帳の運用

原料輸入通関申告



製品輸出通関申告



輸出入(転廠・直接)データ統計



返還、追加納税データ統計



手帳バランス管理

申告書類
輸入通関申告書
輸出通関申告書
手帳帳面バランス表

Tomac

加工貿易の場合、輸入原材料や生産設備が保税される代わりに、税金（関税・増値税）相当額を保証金として税関に預け入れなければならないとする「**加工貿易保証金制度**」がある。

しかし、企業の資金負担が大きい等の理由により、税関指定の中国銀行支店において発行する銀行保証台帳で輸入原材料と輸出製品の照合・管理することで、実際の保証金預け入れに代えることができる。

銀行保証台帳制度には**実転形式**と**空転形式**の2種類があり、企業分類管理法で分類された企業ランクや、取扱い品目によって施行される形式が異なる。

実転形式

実際の関税・増値税相当額の保証金を輸入申告毎に税関に預け入れる形式。

空転形式

台帳管理の適用は受けるが、実際の保証金の預け入れを必要とされない形式。

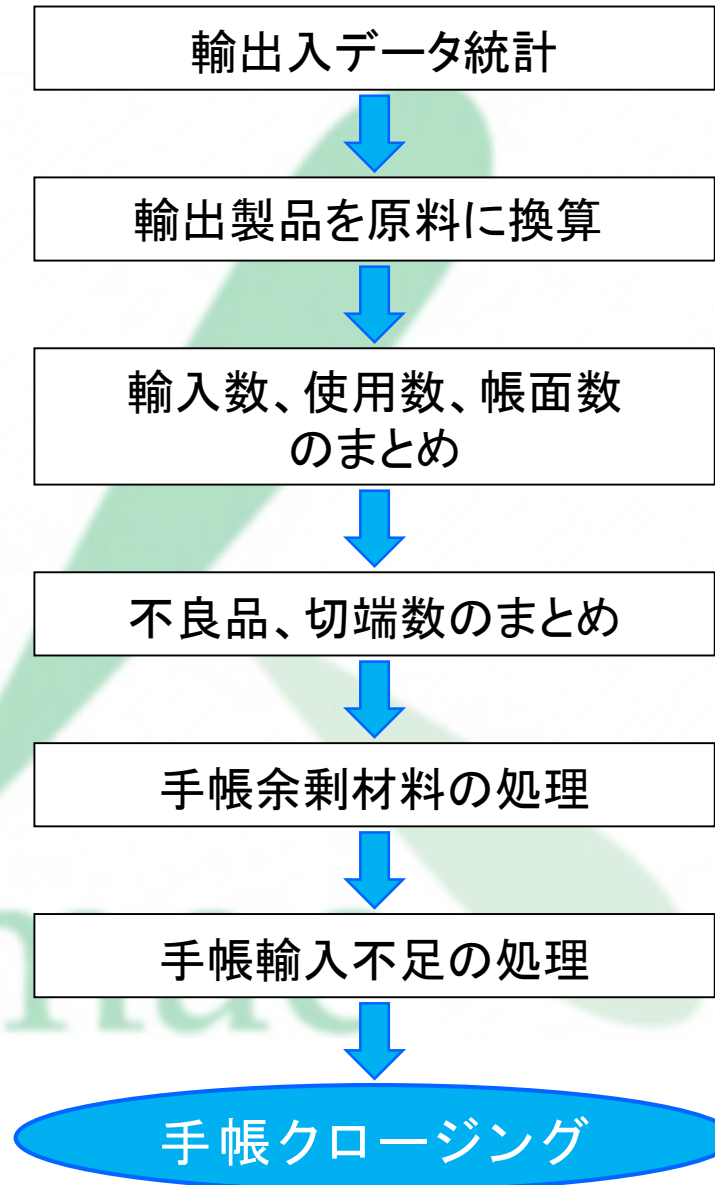
税関総署219号令第十五条規定、次の各号に掲げる事由があれば、税関は経営企業に手帳開設時する時に、税金と相当する保証金、銀行、非銀行金融機構保証書を要求することができる。

1. 工場、或いは設備は賃貸している。
2. 加工貿易業務を初めて行う場合。
3. 加工貿易手帳を二回以上延期す。
4. 違う管轄税関で加工貿易手続きを行う。
5. 規定違反容疑があり、税関より立案調査され、案件はまだ審決が終わっていない。

クロージング(照合抹消手続き)

加工貿易企業が、加工貿易契約期限内に輸入原材料を全て輸出したかどうかを確認するため、所轄税関が加工貿易手冊に基づき企業に対して行う輸入原材料と、輸出製品の数量・金額・余剰端材の有無などの照合手続きのこと。

企業は加工貿易手冊に記録された最終ロットの完成品が輸出された日、もしくは加工貿易手冊の期限満了日から30日以内に、税関に照合抹消手続き(核銷)を申請する必要がある(契約が早期に終了した場合は、契約終了日から30日以内に照合抹消手続きを申請すること)。もし遅延した場合は抹消手続き不履行となり、当加工貿易契約により免税優遇措置を利用して輸入された原材料全てに対し関税・増値税および滞納利息が課税される。また場合によっては、今後加工貿易業務を行うための許可が下りない可能性もある。



注意事項

- 紙通関申告書を基本にして統計、税関パソコンのデータと一致しなければならない。
- 輸出製品の統計は原料まで換算
輸出製品の原料換算＝
輸出製品数量×単品使用量
単品使用量＝
実際消耗量／(1－損耗率)
- 返還原料の統計
- 不良品は生産中ひどい欠陥が発生し、或いは輸出契約の品質基準に満たない、輸出できない製品(完成品と半製品を含む)。不良品は原料まで分解して換算。
- 余剰材料は全部ゼロにする必要がある。
 - 処理方法:
 - 1、次の手帳に繰越
 - 2、追加納税
 - 3、海外に返還
- 輸入不足は国内購入領収書を提出する必要がある。

企業分類	要件
信用喪失企業	<ol style="list-style-type: none">1. 密輸犯罪あるいは密輸行為がある。2. 一年内に税関管理監督規定に違反した回数が、前年度の通関申告件数の0.1%を超える場合。また税関より行政処罰金額が10万元以上の案件が二件以上。税関より処罰された金額が100万元以上。3. 税金、罰金の支払いを延滞。4. 前四半期の通関ミス率が、全国同期通関ミス率の1倍以上。5. 現地確認より、企業の登記情報が実情と一致しない、また連絡ができない企業。6. 税関法律により通関業務を取り締まれた。7. 密輸、税関監督に違反、税関調査に協力しない。8. 税関、他企業の名義を利用して不当に利益を取得する。9. ごまかし、企業信用情報を偽造する。10. 他に税関は信用を失ったと認定する状況。
一般認証企業	<ol style="list-style-type: none">1. 初回登記企業。2. 信用喪失企業の状況に該当しない。3. 税関が定めた標準に基づき評価する。
高級認証企業	税関が定めた標準に基づき評価して、一定点数を満たしている。

機電製品輸入の管理方法

機電製品

機械設備
電気設備
交通運輸車輛
電子・電気製品
計測器およびその部品
素子・デバイス

輸入禁止

主に中古製品。ボイラー、バーナー、医療用具・機器、ゲーム機、エンジン、車輛など約70項目。

輸入制限

自由輸入

1. 一部の自由輸入の電子部品(例:プリント回路(HSコード8534))は特別の税関監督管理条件はありません。
2. 一部の電子部品は自由輸入製品に該当しても、通関の際「**輸入自動許可証**」を提出する必要がある(例:無線遠隔制御機器(HSコード85269200))、「輸入自動許可証」の申請受領手続きの必要があります。「機電製品輸入管理弁法」、「機電製品輸入自動許可実施弁法」およびその他関連法令の規定に基づき、輸入者は通関手続きを行う前に、商務部または地方、部門の機電事務室で「輸入自動許可証」を申請し受領する必要があります。
3. 一部の電子部品は、輸入通関の際、中国検査検疫機関が発行する「**入国貨物通関書**」を税関に提出する必要があります。(例:自動データ処理設備等機械に用いる静止形変流器(HSコード85044013))。

電子部品を輸入する際は、

- 実際に輸入する電子部品の類型に基づいてHSコードを確定し、
 - かつHSコードを基に税関監督管理条件を確定し、
- 手続きする必要があります。

加工貿易取引の下で輸入された原材料・部品を使用して加工された完成品は、原則100%海外へ輸出する必要があるが、主管部門から許可を取得すれば一部中国国内で販売可能する事も可能である。

その際は保税状態であった輸入原材料・部品について輸入税、及び納税遅延分の利息を納める必要がある。

また、その原材料・部品が輸入制限対象製品であった場合は輸入許可証を取得、税関に提出しなければならない。

○国内販売集中通関

保税加工貨物国内販売「集中通関」は「加工貿易保税輸入原料国内販売批准証」の範囲で、保税原料と製品を国内販売でき、また国内販売当月に(15日迄)集中通関の国内販売追加納税手続きを行わなければならない。

企業は“国内販売集中”を申請→管轄税関にて批准を取得→国内販売→国内販売集中通関申告手続き。

国内販売集中通関の担保に対して、税関は保証金と銀行保証書の二つ方法を採用している。

1. ネット連結企業と非ネット連結の高級認証企業は担保不要。
2. 非ネット連結の一般認証企業は、
税関保証金金額＝企業計画国内販売金額×レート×総合税率(22%)×50%
3. 企業計画国内販売金額＝ \sum 企業計画国内販売原料(製品)数量×手帳原料(製品)の登録単価。(登録時すでに払った制限類商品の保証金は二重に支払う必要はない)

クロスボーダー貿易電子商取引

中国政府は2014年からクロスボーダー貿易電子商取引に対して、一連の良好な政策を実施し、「海外購買」の合法性を認め、監督管理と徴税方式を確立、税金を下げた。

クロスボーダー貿易電子商取引の税金は財関税「2016」18号に基づき、下記のように取り扱っている。

1. クロスボーダー貿易電子商取引の方式で商品を購入する場合、一人一回最大2000元の商品しか買えない、個人の年間取引枠は20,000元。
2. 上記枠以内の輸入関税は暫定的0%、増値税と消費税は法定納税額の70%で納める。(過去免税の優遇制度はなくなった。)
3. 枠を超え、または2,000元以上分割できない商品は、一般貿易として全額納税。